

令和8年度 徳島県職員選考採用試験
【機能性化学（食品・生物）】実施要項

1 採用予定人員

【機能性化学（食品・生物）】1名程度

2 採用予定時期

原則として令和9年4月1日

ただし、大学既卒業者等のうち、可能な者は、令和8年10月1日以降に採用となる場合があります。

3 職務の内容

県の機関において、専門の技術的業務（試験研究等）に従事します。

4 受験資格

(1) 次の①、②のいずれかに該当する者

① 平成2年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者

② 平成17年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの者

(2) 次のア、イいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者

① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

(3) 日本の国籍を有しない者であっても受験できます。

* 在留資格において就職が制限されている者は、採用されません。

* 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

5 試験日時、試験会場等

(1) 第1次試験（職務能力試験、専門試験）

試験日時	試験会場	合格発表
令和8年7月26日（日） 開場 午前8時30分から 試験 午前9時から 11時20分まで	徳島県立工業技術センター 徳島市雑賀町西開11番地の2	8月上旬(予定) 受験者全員に、合否に関わらず文書で通知します。

(2) 第2次試験（論文試験、口述試験）

第2次試験は、第1次試験の合格者に対してのみ行います。

試験日時	試験会場	合格発表
令和8年8月23日（日） 開場 午前8時30分から 試験 午前9時から	徳島県立工業技術センター 徳島市雑賀町西開11番地の2	8月下旬(予定) 受験者全員に、合否に関わらず文書で通知します。

(3) 人事委員会等の選考

第2次試験の合格者に対し、後日、人事委員会等の選考を経て採用が決定されます。

6 試験の方法、内容

試験種目		方法及び内容
第1次試験	職務能力試験 (BEST-A)	論理的思考力、文章理解力、統計等の資料分析力、国内外の社会情勢への理解を確認するための基礎的な内容について、択一式による筆記試験を行います。(1時間)
	専門試験	専門的知識及び能力について大学卒業程度の択一式による筆記試験を行います。(1時間) 問題は、次の分野から出題します。 食品科学、生物化学、醸造学、発酵学、応用微生物学、食品衛生学、分析化学、無機・有機化学、物理化学、数学・物理等
第2次試験	論文試験	職務として必要な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための試験を行います。(800字以内、1時間)
	口述試験	専門性、人柄等をみるため、個別面接を行います。

7 受験手続

受付期間	令和8年6月1日(月)から7月10日(金)まで
申込方法	申込みは、持参による方法と郵送による方法があります。 受付期間経過後の申込みは、受付しませんので、十分注意してください。 (1)持参による申込み 受付期間中の執務日(土・日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後6時15分までに、徳島県経済産業部イノベーション創出課に提出してください。 (2)郵送による申込み 封筒の表に「徳島県職員受験申込」と朱書きし、必ず「書留郵便」により、徳島県経済産業部イノベーション創出課あて送付してください。7月10日までの消印があるものに限り受付ます。
受験票	申込者に対して受験票を送付します。 7月17日までに受験票が到着しない場合は、徳島県経済産業部イノベーション創出課まで電話でご連絡ください。

8 提出書類

次の書類を徳島県経済産業部イノベーション創出課に提出してください。

- ① 受験申込書(指定様式) 1部
- ② 面接カード(指定様式) 1部
- ③ 履歴書(市販のもので可。写真を貼付してください。) 1通
- ④ 通常はがき(85円のもの) 1枚
(受験票として使用するため、表面に受験票送付先の郵便番号・住所・氏名を記入し、裏面には何も記入しないでください。)

* 徳島県ホームページ上にも、受験申込書、面接カードの様式を掲載しています。

9 給与・赴任旅費

給料は、職員の給与に関する条例（昭和27年徳島県条例第2号）（給与条例）等の規定に基づき、関係機関において試験研究業務に従事する場合にあつては、月額263,606円（給料月額＋地域手当）（令和8年4月1日現在）が初任給として支給されます。

（なお、一定の職歴等がある場合には加算されることがあります。）

このほか諸手当として、給与条例等の規定により、期末・勤勉手当（年2回、令和7年度実績4.65月分）、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。また、採用等に伴い住居の移転を行った場合は、条例等の定めに基づく赴任旅費が支給されます。

10 問い合わせ先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県経済産業部 イノベーション創出課

電話番号：088-621-2198

メールアドレス：innovation@pref.tokushima.lg.jp